

○津山市水道給水装置施工基準規程

平成10年3月31日

津山市水道事業管理規程第5号

改正 平成12年12月21日水管規程第6号

平成24年3月22日水管規程第6号

平成27年3月31日水管規程第21号

津山市水道給水装置施行基準規程（昭和54年津山市水道事業管理規程第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、津山市水道の給水装置の施工の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

（給水装置の構成及び付属用具）

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）及び給水用具をもって構成する。

- 2 給水装置には止水栓保護箱、メーター保護箱その他の付属用具を備えなければならない。
- 3 給水装置を設置する地番をもって装置場所とする。
- 4 給水装置の構造及び材質については、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合していなければならない。

（給水装置工事の種別）

第3条 給水装置工事の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 新設工事 新たに給水装置を設置する工事をいう。
- （2） 分岐新設工事 既設給水装置から分岐して、給水装置番号の異なる新たな給水装置を設置する工事をいう。
- （3） 改造工事 出水不良その他の理由により、既設給水管の管種、口径の変更若しくは布設替え等又は給水栓を増加する工事をいう。ただし、世帯の異なる場所に給水栓を設置する場合は、各世帯にメーターを設置し、新設工事又は分岐新設工事とする。
- （4） 移転工事 道路工事等により、既設給水管の布設位置を変更する工事をいう。
- （5） 修繕工事 給水管、給水栓、水栓柱等の給水装置の部分的な修理の工事をいう。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。
- （6） 撤去工事 給水装置の全部又は一部を取り除く工事をいう。

(給水装置の構造及び材質基準)

第4条 給水装置の構造及び材質は、次の各号に掲げる基準について定める給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)の規定に適合するものでなければならない。

- (1) 耐圧に関する基準
- (2) 浸出等に関する基準
- (3) 水撃限界に関する基準
- (4) 防食に関する基準
- (5) 逆流防止に関する基準
- (6) 耐寒に関する基準
- (7) 耐久に関する基準

(給水管の引込距離)

第5条 配水管から分岐後のメーター取付箇所までの給水管の引込標準距離は、次の表の左欄に掲げる給水管の口径の区分に応じ、同表右欄に掲げる引込距離とする。

給水管の口径	引込距離
13ミリメートル	20メートル
20ミリメートル	40メートル
25ミリメートル	90メートル
40ミリメートル	800メートル
50ミリメートル	2,450メートル

注 口径20ミリメートルのメーター1箇所の場合の引込距離とする。

(給水管の供給限度個数等)

第6条 給水管から分岐して供給する場合の供給限度個数は、次の表の左欄に掲げる本管の口径の区分に応じ、同表中欄に掲げる枝管又は水栓の口径ごとの個数とし、本管からの最長末端距離はそれぞれ同表右欄に掲げる距離とする。

本管の口径	枝管又は水栓の口径							最長末端距離
	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	
13ミリメートル	1個							20メートル

20ミリメートル	2個	1個						40メートル
25ミリメートル	5個	2+(1)個	1個					90メートル
40ミリメートル	15個	7+(1)個	3個	1個				150メートル
50ミリメートル	30個	15個	6個	2個	1個			240メートル
75ミリメートル	80個	40個	16個	5+(5)個	2+(20)個	1個		350メートル
100ミリメートル	164個	82個	32+(4)個	10+(14)個	5+(14)個	2個	1個	550メートル

注

- 1 かつこ内は13ミリメートルのメーター個数とする。
- 2 最長末端距離は、最大個数の場合の距離をいう。
- 2 配水管及び給水本管の設計水圧は、最小動水圧の0.15MPa (1.5kgf/cm²)とする。
- 3 配水管と同口径以上の給水管は、配水管から分岐できないものとする。
(給水方式)

第7条 給水方式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直結直圧式 配水管の水圧で直結給水する方式（以下「直結式」という。）をいう。
 - (2) 受水槽式 配水管からいったん受水槽に受け、この受水槽から加圧給水する方式をいう。
 - (3) 直結及び受水槽併用式 同一建築物内で直結式及び受水槽式の両方の給水方式を併用する方式をいう。
- 2 前項の場合において、3階以上の建物への給水方式は、受水槽式とする。ただし、3階までの部分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定

により管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が直結式を認める場合は、この限りでない。

（埋設深度）

第8条 給水管は、重量物の通過その他外圧の影響による折損その他の事故による漏水の防止を図るため、次の表の左欄に掲げる場所の区分に応じ、同表の右欄に掲げる給水管の口径ごとの深さに埋設しなければならない。

場所	給水管の口径		
	75ミリメートル以上	40～50ミリメートル	25ミリメートル以下
公道	0.8メートル以上	0.8メートル以上	0.8メートル以上
私道	0.8メートル以上	0.8メートル以上	0.8メートル以上
宅地内	0.6メートル以上	0.5メートル以上	0.3メートル以上

注

- 1 私道で将来公道として認定されると予測される場合は、公道の深さとする。
- 2 国道及び県道については、道路管理者の指示により深さを決定する。

（材料の使用区分）

第9条 津山市水道条例（平成9年津山市条例第55号）第8条第1項の規定に基づき管理者が指定する給水管に使用する材料は、次の表の左欄に掲げる給水管の口径の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げるものとする。

給水管の口径	配水管分岐から止水栓までの間	止水栓からメーターまでの間
25ミリメートル以下	ビニールライニング鋼管 ステンレス鋼管 ポリエチレン管	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 ビニールライニング鋼管 ポリエチレン管
40ミリメートル	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 ビニールライニング鋼管 ステンレス鋼管	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 ビニールライニング鋼管
50ミリメートル	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 ビニールライニング鋼管 ステンレス鋼管 鋳鉄管	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 ビニールライニング鋼管
75ミリメートル	耐衝撃性硬質塩化ビニール管	耐衝撃性硬質塩化ビニール管

ル以上	ビニールライニング鋼管 鋳鉄管	ビニールライニング鋼管 鋳鉄管
-----	--------------------	--------------------

(配水管からの取出し)

第10条 配水管からの給水管の取出口の位置は、他の給水管の取出口から30センチメートル以上離れていなければならない。

- 2 口径350ミリメートル以上の配水管及び送水管からの給水管の取出しはできないものとする。
- 3 既設配水管から給水管を分岐する場合において、給水管の口径が50ミリメートル以上のときは、原則として不断水工法によるものとする。
- 4 サドル分水栓及び不断水バルブの使用は、次の各号に掲げる配水管の種類ごとに定める各号の表の左欄に掲げる給水管の口径の区分に応じ、同表の右欄に掲げる配水管の口径ごとの使用区分による。

(1) 鋳鉄管用

給水管の口径	配水管の口径						
	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル	250ミリメートル	300ミリメートル
25ミリメートル以下	サドル分水栓						
40ミリメートル	—	サドル分水栓			不断水バルブ		
50ミリメートル以上	—	不断水バルブ					

(2) 石綿セメント管用

給水管の口径	配水管の口径			
	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル
25ミリメートル以下	サドル分水栓			
40ミリメートル	サドル分水栓		不断水バルブ	
50ミリメートル以上	不断水バルブ			

(3) 耐衝撃性硬質塩化ビニール管用

給水管の口径	配水管の口径			
	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル
25ミリメートル以下	サドル分水栓			
40ミリメートル	—	サドル分水栓		不断水バルブ
50ミリメートル以上	—	不断水バルブ		

5 配水管から給水管の取出しをする場合に使用する給水管の種類及びバルブの種類は、原則として次の表の左欄に掲げる取出口径の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給水管の種類及び同表の右欄に掲げるバルブの種類とする。

取出口径	給水管の種類	バルブの種類
25ミリメートル以下	ビニールライニング鋼管 ステンレス鋼管 ポリエチレン管	止水栓（甲種） 開閉防止型副弁付止水栓
40ミリメートル	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 ビニールライニング鋼管 ステンレス鋼管	止水栓（甲種）
50ミリメートル	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 ビニールライニング鋼管 ステンレス鋼管 鋳鉄管	ソフトシール弁（右開）
75ミリメートル以上	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 ビニールライニング鋼管 鋳鉄管	ソフトシール弁（右開）

（メーターの設置）

第11条 メーターの設置位置は、原則として道路境界線に最も近接した民地部分で、メーターの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置に取り付けなければならない。

2 建物内にメーターを設置する場合は、凍結防止、取替作業スペースの確保、取付けの高さ等について考慮しなければならない。

3 メーターの遠隔指示装置を設置する場合は、正確かつ効率的に検針でき、また、維持管理が容易なものとしなければならない。

- 4 メーターを設置する場合は、メーター保護箱に入れるとともに、メーター取外し時のもどり水による汚染の防止について配慮しなければならない。
- 5 メーターは、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認した上で水平に取り付けなければならない。この場合において、検針に支障を生じないように、メーターの前後の給水管にそれぞれ直線部を確保することとし、その直線部の長さは、次の表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の右欄に掲げる直線部の長さとする。

メーターの口径	直線部の長さ
13ミリメートル	20センチメートル以上
20ミリメートル	20センチメートル以上
25ミリメートル	30センチメートル以上
40ミリメートル	40センチメートル以上
50ミリメートル	50センチメートル以上
75ミリメートル	80センチメートル以上
100ミリメートル	100センチメートル以上
150ミリメートル	150センチメートル以上

(保護箱類)

第12条 メーター、止水栓及び仕切弁の保護箱は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める材質のものであって、管理者が定める規格のものでなければならない。

- (1) メーターの保護箱 鋳鉄製、樹脂製、コンクリート製その他これに準ずるもの
- (2) 止水栓及び仕切弁の保護箱 鋳鉄製、樹脂製又はレジンコンクリート製

2 前項の保護箱は、水流方向に文字の順序が並ぶように設置しなければならない。ただし、工事上又は維持管理上支障があると認められるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、給水装置の施工について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年12月21日水管規程第6号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成24年3月22日水管規程第6号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日水管規程第21号）
この規程は，平成27年4月1日から施行する。